

つぎの各問にすべて答えなさい。設問は相互に独立している。また、問 2 は小問 (1) (2) に分かれている。各小問は相互に独立している。

- 1 A 国際空港の近隣に住む原告住民 (X ら) は、A 空港における航空機の夜間離発着に伴う騒音により体調不良に陥ったなどとして、A 空港を運営する国 (Y) に対して損害賠償を求める訴えを提起した。他方で、Y は、X が住む地域における航空機の騒音は受忍限度の範囲内であるとして、請求棄却を求めた。これに対して、裁判所は、事実審の口頭弁論終結時までに生じた X の損害について Y に賠償の支払を命ずる一方で、口頭弁論終結時よりも後に発生したとされる損害分については訴えを却下する判決を下した。この判決について、訴訟法上いかなる点が問題になるのかを指摘し、検討しなさい。
- 2 X は、2023 年 3 月 1 日に、横断歩道がないところから道路の反対側に渡ろうとして、Y が運転するトラックと接触して頭部に大怪我を負った。その後の X と Y の補償交渉は、双方の主張が折り合わず難航した。X は、怪我のため会社への仕事復帰が非常に難しく、他方で、子供の養育費や家のローンの支払などかかえていた。そこで、(1) 全損害 4,000 万円のうち X 自身の過失分と考えられる分を差し引いた 3,000 万円の賠償を求める訴訟を提起した。裁判所が、X の過失は 35% が相当であると判断した場合に、どのような判決を下すべきか検討しなさい。また、(2) X が、症状がまだ固定していないことから介護費用がどれくらいかかるか見通しが立たないため、やむを得ず介護費用を除き、すでに判明している損害 3,000 万円について賠償を求めることにした。この場合に、裁判所が、X の過失は 35% が相当であると判断した場合に、どのような判決を下すべきか検討しなさい。